

(案)
今後の委員会運営について

1 委員会室の使用法等

		令和5年5月7日まで	令和5年5月23日から
委員会室の使用 方法	第1	1委員会が1委員会室を使用 ※使用する委員会室は、出席人数に応じて調整	変更なし
	第2		
	第3		
	第4		
	第5		
	第6		
	議場	(未使用)	
開催時間	同時開催は 最大5委員会		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●委員会室の扉は開放する ●マスク着用とする（傍聴者は自己判断に委ねる） ※委員・理事者は、必要最小限の水分補給は可能とする ●委員会室出入口に消毒液を設置し、入室時には手指消毒をする（傍聴者へは協力依頼） 	<ul style="list-style-type: none"> ●委員会室の扉は開放する ●委員・理事者は、必要最小限の水分補給は可能とする 	
委員会の運 営	出席理事者	常時＋臨時説明員 ※臨時説明員は質疑対応終了後退席	変更なし
	委員会資料	資料の事前配信を開催日の2開庁日前に早め、事前読み込みを徹底することで理事者の説明を最小限とし、質疑時間を確保する。	資料の事前配信を開催日の2開庁日前の午後1時とし、事前読み込みを徹底することで理事者の説明を最小限とし、質疑時間を確保する。
	質疑方法	通常通り	

2 その他 議会運営委員会は、「委員会室の使用法 その他」を準用し開催する。

本決定により、平成12年3月27日議会運営委員会決定「委員会資料について」は廃止とする。